

令和2年度

事務事業評価表 ( 令和元年度 の実績評価)

記入年月日  
令和 2 年 5 月 12 日

事務事業名		災害援護事業(貸付)				事業区分		担当	
						新規/継続	継続	事務事業No.	010401000478
						単独/補助	補助	所属課	040101
政策体系	総合計画の施策名	0104 地域福祉の推進						課長名	社会福祉課
	政策名	01 子どもから高齢者まで健康で共生のまちづくり						グループ	社会福祉G
	施策名	04 地域福祉の推進						担当者名	
	手段名	01 ①地域福祉活動の推進							
財務会計上の位置付け						事業期間			
予算科目	会計	款	項	目	事業細	一般会計			
	01	03	04	01	01 00	災害援護資金貸付事業			
法令根拠						単年度繰返し ( 年度~ )			
災害弔慰金の支給等に関する法律、桜川市災害弔慰金の支給等に関する条例						☞ 期間限定の場合、総投入量を(3)投入量の右側に記入			

【Do】 1. 事務事業の現状把握 (その1)

手 段	①事務事業の概要 (事務事業の全体像)		②担当者が行う業務の内容・やり方・手順		
	<p>【事務事業の内容】</p> <p>災害弔慰金の支給等に関する法律及び桜川市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害救助法に係る災害による居宅に被害を受けた世帯主に対し、その生活の立て直しのための資金の貸付けを行う。世帯主の負傷の有無、災害の程度等により、貸付けの限度額が設定されている。</p> <p>(東日本大震災に係る貸付の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・13年の期間で返済(据置期間6年)、据置期間は無利子。</li> <li>・保証人を付けない場合は1.5%の利子、保証人を付ける場合は無利子。</li> <li>・世帯主に負傷がない場合の貸付限度額・・・全壊250万円、半壊170万円。所得制限がある。</li> <li>・一時的に市が立て替える形をとるが、国2/3、県1/3の持ち分で市が国・県から借り受ける。利用者から市へ返済がなされた場合は、国・県へ返済する。</li> </ul>		<p>【担当者が行う業務の手順】</p> <p>申請受付 → 申請書類の審査 → 借用書の徴取 → 支払事務</p> <p>【事業費の内訳】 貸付金</p>		

(2) 事務事業の手段・対象・意図と各指標、指標値の推移

①手段 (担当者の活動内容)	④活動指標 (活動量を表す指標)	単位	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度
			(実績)	(実績)	(計画)	(目標)	(目標)
【貸付】 申請受付 ⇒ 申請書類の審査 ⇒ 借用書の徴取 ⇒ 支払事務	災害援護資金貸付件数	件	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
②対象 (誰、何を対象にしているのか)	⑤対象指標 (対象の大きさを表す指標)	単位	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度
半壊以上の被災者	半壊以上の被災世帯数	世帯	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
③意図 (この事業によって対象をどう変えるのか)	⑥成果指標 (対象における意図の達成度を表す指標)	単位	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度
生活の立て直しを図る。	災害援護資金の借受をした世帯数	世帯	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(3) 投入量 (事業費) の推移

投入量	事業費内訳	単位	30年度	01年度	02年度	期間限定 総投入量
			(実績)	(実績)	(計画)	
事業費	国庫支出金	千円	0	0	0	0
	県支出金	千円	0	0	0	0
	地方債	千円	0	0	0	0
	使用料・手数料	千円	0	0	0	0
	その他	千円	513	634	756	0
	一般財源	千円	-49	-162	-34	0
	事業費計(A)	千円	464	472	722	0
正規職員従事人数	人	1.00人	1.00人	1.00人		

01年度事業費 実績 (千円)

02年度事業費 予算 (千円)

事業費の内訳	01年度事業費 実績 (千円)		02年度事業費 予算 (千円)	
	金額	内容	金額	内容
	472	23 償還金利子及び割引料	722	23 償還金利子及び割引料
	合計	472	合計	722

事務事業名	災害援護事業(貸付)	事務事業No.	10401000478	所属課	社会福祉課
(4) この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか？ 開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？					
災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）、桜川市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年桜川市条例第95号）及び桜川市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成17年桜川市規則第59号）の規定に基づく。なお、東日本大震災の被災の甚大さに鑑み、この震災に基づく災害援護資金貸付制度は、特例的に条件設定が施されている。					
(5) この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者）からどんな意見や要望が寄せられているか？					
特になし					

【See】 2. 評価の部 \*原則は事前評価。

評価項目	
現状維持	① 政策体系との整合性（この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？） <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている 災害救助法に係る災害による居宅に被害を受けた世帯主に対し、その生活の立て直しのための資金の貸付けを行うことは、施策体系、意図することに結び付いている。
	② 公共関与の妥当性（なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？）（法定受託事業はその名称） <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である 災害による居宅に被害を受けた世帯主に対し、その生活の立て直しのための資金の貸付けを行うことは妥当である。
有効性	③ 成果の向上余地（成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？） <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がない 災害が起きたときに行なわれる事業であるので、これ以上の向上の余地はない。
	④ 廃止・休止の成果への影響（事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？） <input checked="" type="checkbox"/> 影響有 無利子貸し付けがなくなった場合、被災者の負担が大きくなるため、廃止されると影響が大きい。
	⑤ 類似事業との統廃合・連携の可能性（類似事業や統廃合の可能性はありますか？（市以外の取り組みも含む）） （他に手段がある場合） <input type="checkbox"/> 具体的な手段、事務事業名 <input checked="" type="checkbox"/> 余地がない 他に類似事業がない。
効率性	⑥ 事業費・人件費の削減余地（成果を下げずに事業費を削減できないか？やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか？） <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない 事案発生時のみのため、事業費・人件費は削減できない。
公平性	⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地（事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？） <input checked="" type="checkbox"/> 公正・公平である 災害被災者のための無利子貸し付けとなるため、公平といえる。

【Plan】 3. 評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）

(1) 1次評価者としての評価結果		(2) 全体総括（振り返り、反省点）																				
① 目的妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ② 有効性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ③ 効率性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ④ 公平性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり	⇒	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）、桜川市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年桜川市条例第95号）及び桜川市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成17年桜川市規則第59号）の規定に基づく事業である。																				
(3) 今後の事業の方向性		(4) 改革・改善による期待成果（終了・廃止・休止の場合は記入不要）																				
<input type="checkbox"/> 終了 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 改革改善を行う <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止		（複数回答可） <input type="checkbox"/> 目的の再設定 <input type="checkbox"/> 効率性の改善 <input type="checkbox"/> 有効性の改善 <input type="checkbox"/> 公平性の改善 <input type="checkbox"/> 統廃合ができる <input type="checkbox"/> 連携ができる																				
(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2"></td> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">成果</th> <th>向上維持</th> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> </table>				コスト					削減	維持	増加	成果	向上維持	○	×	×	低下	×	×	×
		コスト																				
		削減	維持	増加																		
成果	向上維持	○	×	×																		
	低下	×	×	×																		
		(6) 事務事業優先度評価結果																				
		成果優先度評価結果	◎																			

【Check】 4. 確認及び改革改善に向けての指摘事項

(1) 課長評価	(2) 部長確認及び評価（課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合）
課長確認後の評価 <input checked="" type="checkbox"/> A A：継続（現状維持） C：終了、廃止、休止 <input type="checkbox"/> B B：継続（改革改善を行う） D：2次評価へ提出	確認欄 <input type="checkbox"/>